

鳥取県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
加茂用瀬線	変更前	鳥取市用瀬町大字江波字上川向596-2地先から同大字字下モ川向イ852-6地先まで	3.9~21.5	547.0
	変更後	鳥取市用瀬町大字江波字上川向596-2地先から同大字字下モ川向イ852-6地先まで	9.9~29.3	618.0
		鳥取市用瀬町大字江波字山根602-4地先から同大字字下モ川向イ852-1地先まで	3.9~21.5	493.0